

足立区スマイルママ面接事業フローチャート

(※令和6年度版)

妊娠届出書または転入妊婦アンケートを区に提出し、**妊娠中に、スマイルママ面接（区の保健師等の面接）を受けた方に、**

育児パッケージ（「こども商品券」10,000円分）をお渡しします。※育児パッケージのお渡しには、医師から妊娠の確定診断を受けている必要があります。

母子健康手帳の交付場所によって、保健師等との面接や「こども商品券」お渡しの流れが異なります。下記チャートでご確認ください。

妊娠届出書（母子健康手帳を交付するための書類）はどこで提出する予定ですか？
またはどこで提出しましたか？

区民事務所または
足立区役所窓口サービス係（南館1階）

足立区役所保健予防課（南館2階）、中央本
町地域・保健総合支援課、保健センター

他自治体ですでに妊娠届出をし、母子健康手帳や妊婦健診受診票等
を交付されており、足立区へ転入してきた

届出をしたその場で
面接はできません。

届出をしたその場で
面接できます！

妊婦さん本人が窓口に来て、面接を
受けられますか？

いいえ

はい

後日、妊婦さん本人との面接が必要
になります。

代理の方が窓口にお越しになる場合
や、妊婦さんご本人がお越しいただ
いた場合でも面接を受けずにお帰り
になられた場合は、後日、妊婦さん
本人との面接が必要になります。

妊婦さん本人が窓口にお
越しいただき、面接を受け
られた場合には、「こども
商品券」10,000円分
をその場でお渡しいたし
ます。

妊娠届出から約2～3か月後

面接について、管轄の保健センター等からお電話でご連絡いたしますので、**面接日を
予約してください。**

（妊娠届出から1～2か月後にご連絡いたします。近日中に足立区外へ転出のご予定がある場合や
出産予定日が近い場合は面接日程を調整しますので、管轄の保健センター等へご連絡ください。）

面接予約日当日

母子健康手帳をお持ちいただき、面接を予約した保健セン
ター等へ直接お越しください。面接終了後、「こども商品
券」10,000円分をお渡しいたします。

保健予防課が保健センター（区民事務所不可）で、**転
入妊婦アンケート**記入と妊婦健診票の手続きをお願い
いたします。

母子健康手帳と、前住所地で交付された妊婦健診等
受診票をお持ちください。

〈都外から転入の方〉

*現在お持ちの都外自治体の妊婦健診等受診票は交換手
続きが必要となります。

〈都内から転入の方〉

*現在お持ちの妊婦健診等受診票はそのまま利用できます。
また、健診票等を追加でお渡しできる場合があります。